

# 地方議会議員年金制度の廃止について

地方議会議員年金制度は、昨今の厳しい年金財政の状況を踏まえ、平成23年6月1日をもって廃止され、廃止措置を講ずる「地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律」が、平成23年5月27日に公布、6月1日に施行されます。

## 1 制度廃止後の給付措置

在職12年以上  
の現職議員



①制度廃止前の退職年金 又は  
②掛金及び特別掛金の80%の退職一時金の  
いずれかを選択できます。

在職12年未満  
の現職議員



掛金及び特別掛金の80%の退職一時金の  
支給を受けられます。

- 廃止方針決定後の平成23年1月から5月末までの間に退職された議員についても、上記と同様の扱いとなります。
- 既に退職年金の受給資格を有している方については、制度廃止前の退職年金の支給が継続されます。

※1 廃止方針決定後の平成23年1月から5月分までの掛金及び特別掛金は、全額が退職一時金に算入されます。

※2 退職一時金の支給時期は、任期満了を含む最初の退職時となります。

※3 制度廃止後の平成23年6月以降は、議員年金制度上の在職期間に算入されません。

## 2 退職年金の給付引下げ及び支給停止措置の強化

退職年金の年額が  
200万円を超える場合



200万円を超える部分の10%が  
引下げられます。

【例1】退職年金の年額が250万円の場合

$(250万円 - 200万円) \times 10\% = 5万円$ が引下げられ、245万円が支給されます。

退職年金の年額と前年の退職  
年金等を除く所得金額の合計  
額が700万円を超える場合



700万円を超える部分の50%の  
支給が停止されます。  
(190.4万円の最低保障額は廃止されます。)

【例2】退職年金が200万円、前年の退職年金等を除く所得金額が600万円の場合

$\{(200万円 + 600万円) - 700万円\} \times 50\% = 50万円$ が支給停止され、  
150万円が支給されます。

※4 上記2の措置は、既に退職年金を受給されている方を含めて、平成23年12月に支給される年金(同年9月～11月分の年金)から適用されます。